

**通貨オプションに係る協定事業者のあっせん利用負担金の
特例に関する規則**

(目的)

第1条 本規則は、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（以下「センター」という。）における通貨オプションに係る紛争解決のあっせんについて、苦情解決支援とあっせんに関する業務規程（以下「業務規程」という。）第6条の3に定める利用負担金の特例を定める。

(あっせん開催期日1回当たりの利用負担金の特例)

第2条 通貨オプションに係る紛争につき、あっせんの当事者となった協定事業者（業務規程第4条第1項第1号に規定する協定事業者をいう。）がセンターに納付すべきあっせん開催期日1回当たりの利用負担金は、業務規程第6条の3に定める額に5万円（あっせんが東京、大阪以外の場所で開催される場合は10万円）を加算した額とする。

付 則

1. 本規則は、センターが別に定める日から施行する。
2. 本規則は、施行日以降にあっせんの申立てのあった事案から適用する。
3. センターは、通貨オプションに係るあっせん申立件数等を勘案して、必要と認める場合には、本規則の見直しをするものとする。

(注) センターが別に定める日は、平成24年1月10日

(参考) 通貨オプションに係るあっせん期日1回当たりの利用負担金
東京、大阪開催の場合 本則5万円+加算5万円=10万円
その他地域開催の場合 本則5万円+加算10万円=15万円

以 上